

農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物生産、登録、マーク使用に関する
ガイドライン

第1 目的

食品リサイクル法を推進し、循環型社会の形成や環境保全に貢献するために、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物を社会全体が認識できるようにすることが必要である。

このため、本ガイドラインは、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物の生産に関する指針、SEICAへの登録方法に関する指針、識別マークの使用に関する指針を定めるものである。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、食品リサイクル法、肥料取締法並びに食品リサイクル肥料認証制度実施要綱、食品リサイクル肥料認証制度実施要領に用いられているものの定義と同様とする。

第3 食品リサイクル肥料使用農産物の生産に関する指針

1 食品リサイクル肥料使用基準

農産物を生産する際に、認証された食品リサイクル肥料を一定以上用いて生産される農産物を食品リサイクル肥料使用農産物と呼称することができるものとする。食品リサイクル肥料使用農産物と呼称するのに必要な食品リサイクル肥料の使用量は、各都道府県が定める作物別肥料施用基準（都道府県施肥基準等）の窒素分量の10%相当以上、または特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき地方公共団体が定めた慣行レベルの窒素分量の10%相当以上とする。

2 年度

原則として肥料年度（7月～翌年6月）を1年間とするが、必要に応じて適切な1年間を区切りとして肥料の施用、農産物の生産を行うものとする。

第4 SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物の登録に関する指針

第3により食品リサイクル肥料使用農産物と呼称する場合は、SEICA（青果ネットカタログ）へ登録するものとする。

1 SEICA への登録手順

- (1) SEICA（青果ネットカタログ）<http://seica.info> にアクセスし、「カタログ制作者」としての登録を行う。氏名、住所、電話番号、E メールアドレスを入力すると「仮パスワード」が発行される。「仮パスワード」はログイン画面の【パスワードの変更】で管理しやすいパスワードに変更する。
- (2) 【カタログ制作】タブの【ログイン画面】をクリックし、メールアドレス、パスワードを入力し、【商品情報の登録・編集】画面に入る。
- (3) 【生産物情報】を登録する。[必須項目] は必ず記入する。認証の有無については【あり】を選択し、【認証機関等】に食品循環資源由来肥料認証制度、認証機関名（財団法人日本土壌協会）、使用した認証肥料の認証番号を記入する。
- (4) 【詳細項目の記入】をクリックし、【使用予定資材】の【たい肥1】の【材料】、【入手方法】、【作り方】、【成分】、【特徴】に認証肥料の詳細を記入する。【特徴】の項目には使用した肥料の10a当たりの施用量を記入する。
- (5) 【生産者情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (6) 【出荷情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (7) 登録作業が終了するとカタログ No が発行される。
- (8) 商品の登録・編集【一覧画面】で「公開」ボタンをクリックし、登録情報を青果ネットカタログ上に公開する。

2 情報の登録、更新、編集

- (1) SEICA への商品登録は、カタログ制作者登録した本人が行い、パスワードは他者への譲渡を禁止されている。
- (2) SEICA システムの信用を損ない、検索閲覧利用者の不利益につながるような商品の虚偽情報や誇張表現は、固く禁じられている。また虚偽や誇張した情報入力に関しては、アクセスログの履歴から当事者を特定し、利用を制限したり、法的手段に訴えられることがある。
- (3) 登録される情報は、すべて公開し、誰に対しても開かれていることを原則とする。外に漏れると差し障りのある情報、守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されると困る情報は登録しない。
- (4) SEICA 利用により不利益が生じた場合、SEICA の所有者である（財）食品流通構造改善促進機構及び開発協力者である（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所、農林水産研究計算センター（農水省）は責任を負わない。
- (5) 登録したカタログは「最終更新日+1年間」が有効期限として自動的に記載される。必ず年に1回以上の更新作業を行うとともに不要な商品は非公開に設定する。（更新しないと有効期限が切れた表示になるとともに、場合によっては削除される。）

第5 食品リサイクル肥料使用農産物への識別マーク使用に関する指針

第3により生産された食品リサイクル肥料使用農産物で、第4により SEICA に登録してカタログ番号を取得した食品リサイクル肥料使用農産物には、食品リサイクル肥料使用農産物マークを使用することができる。食品リサイクル肥料使用農産物マーク使用の手順は以下の通りとする。

- (1) 認証機関のホームページにアクセスし、認証番号照合システムに肥料の認証番号を入力する。
- (2) 肥料認証番号がデータベース上の管理番号と一致すれば、使用コンピュータ上に識別マークを背景画像としたラベル印刷ソフトがダウンロードされる。
- (3) 「食品リサイクル肥料使用農産物ラベル印刷ソフト」を起動し、SEICA のカタログ番号（8桁）と品名を記入し、プリンターで印刷する。
- (4) 印刷したラベルは食品リサイクル肥料使用農産物や食品リサイクル肥料使用農産物を包装した箱等に貼付して出荷することができる。
- (5) (3) により印刷される画像は、輸送箱等への直接印刷、テープへの印刷、フィルム印刷、スタンプ印刷等により利用することもできるものとする。
- (6) 第3の食品リサイクル肥料使用農産物の生産に関する指針または第4の SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物の登録に関する指針から逸脱する場合は、食品リサイクル肥料使用農産物マークは使用できないものとする。